

川越町道路占用工事に伴う復旧基準

令和 3 年 4 月 施行

川越町産業建設課

川越町道路工事等に伴う復旧基準

1. 目的

この基準は、道路法に規定する道路管理者以外の者が施工する工事（以下「工事」という。）の施工に伴い、道路の機能を掘削前の機能に回復させることを目的として定めたものである。

2. 適用する仕様書等

この基準に適用する仕様書等は、三重県公共工事共通仕様書、舗装設計施工指針及び三重県建設工事検査規則に定めたもので、これに準じるものとする。

3. 舗装道の場合

(1) 掘削

舗装の取り壊しは、原則としてカッターにより施工すること。

なお、アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。

また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理すること。

(2) 埋戻し

ア. 管理設・撤去時

掘削後の埋戻しは、埋坑内の水等を排除し、下層より各層（一層の仕上がり厚は20 cm以内）ごとに、ランマー、その他適当な締固め機械をもって十分締固めること。埋戻しの材料は路面から1.1mを超える下部、又は管の頂部の上10 cmより下部は0.074 mmフルイ通過率15%以下の砂を使用し、これより上部はクラッシャラン（RC-40 又は C-40）を使用する。

ただし、両者立会いのうえ、掘削土が路床として適当と認めた場合はこの限りでない。

イ. 電柱建込・撤去時

電柱建込・抜柱後の埋戻し等の狭小で締固め機械の使用が困難な場合は、砂による埋戻しも可能とするが、水締めにより締固めを行うこと。

(3) 下層路盤工

路盤の一層の仕上がりの厚さは20 cm以内とし、材料はクラッシャラン（RC-40 又は C-40）の使用を標準とし、タンパ、振動ローラー等の転圧機械により十分に転圧し、所定の締固め度を得ること。

(4) 上層路盤工

路盤の一層の仕上がりの厚さは15 cm以内とし、材料は粒度調整路盤材（M-30）の使用を標準とし、タンパ、振動ローラー等の転圧機械により十分に転圧し、所定の締固め度を得ること。

(5) 路面工（仮復旧）

表層は5 cm以上の加熱アスファルト混合物（密粒度）で施工すること。また、路面表示類は、交通安全確保のためペイント式区画等で必ず原形復旧すること。

仮復旧においても、すりつけを丁寧に行う等、段差を発生させないように努めること。

(6) 本復旧

ア. 本復旧の舗装構造の構成は、別紙「路面復旧工事標準構造図」によること。

なお、現況が別紙「路面復旧工事 標準構造図」と異なる場合は、交通量区分に応じた必要TA以上を確保した構造であることに留意し、両者協議のうえ決定する。

イ. 復旧幅は第（7）項による。

また、目地を通過する際の騒音に配慮し、位置・すりつけ方法等も検討すること。

交差点部は、道路の勾配、目地の位置等を確認し、安全上の支障が生じないように、両者協議のうえ復旧範囲を決定すること。

ウ. 路面表示類は、交通規制と交通安全確保のため、溶融式区画線で原形復旧すること。

(7) 復旧面積の算出方法及び復旧方法

ア. 舗装復旧面積は、掘削幅 (W1) に影響幅 (W2+W3) と残幅 (W4) を加え、Wを求め、これに延長を乗じて求めた積とする。ただし、W3及びW4については両者協議のうえ決定する。

ただし、Wがセンターラインを越えたり2車線に及ぶ場合は、そのWが及ぶ車線全てを復旧範囲とする。車線の幅員は道路構造令第5条第4項の区分による。

【例】第3種・第3級 普通道路 幅員3m 片側1車線の場合

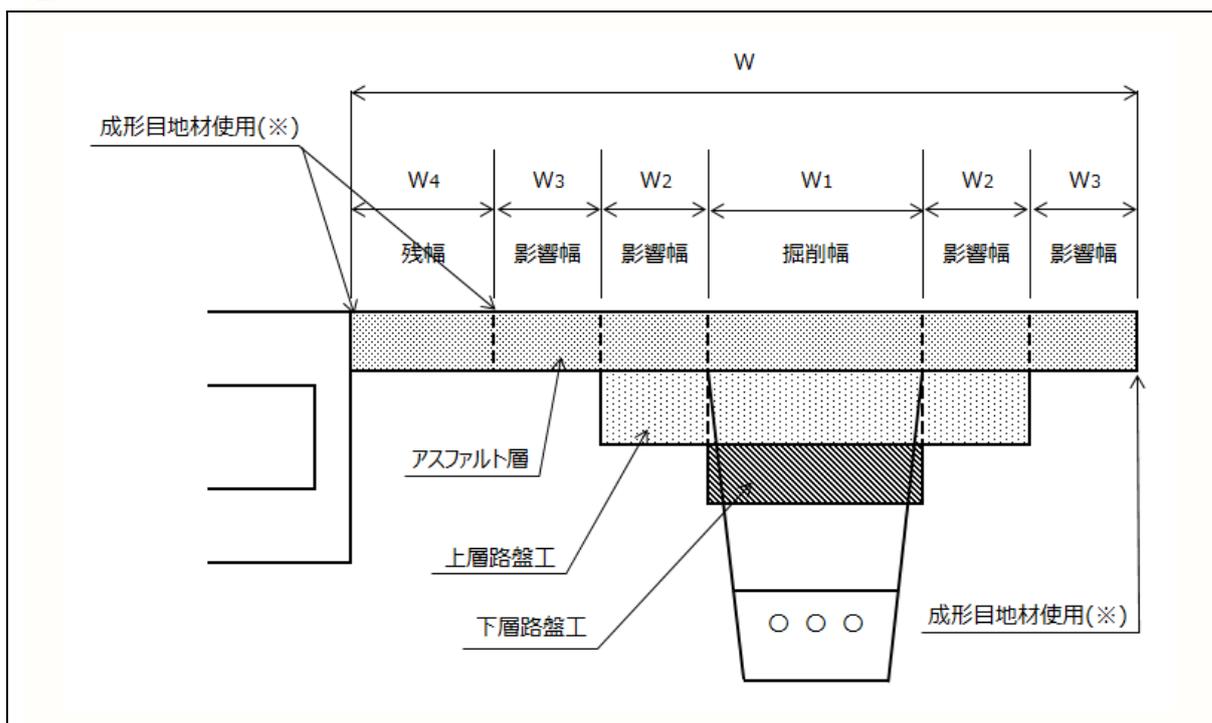
Wがセンターラインを越える → 上下線の全幅復旧
 超えない → 1車線復旧

なお、車線の幅員が道路構造令第5条第4項の区分に満たない場合は両者協議のうえ決定するものとするが、目地の位置が車両等の通行に悪影響を及ぼさないよう留意すること。

イ. 復旧幅と復旧工法の基準は図—1を参照とする。

ウ. 旧舗装面と復旧舗装面との間には、雨水侵入防止のため、必要に応じて成形目地材を用いることとし、許可条件として明示する(歩道も含む)。

図—1



※成形目地材の使用位置：影響幅及び残幅と既設舗装面又は構造物との、接合面に用いること。

(A) アスファルト舗装の場合

$$\text{復旧幅} W = W1 + 2 \times (W2 + W3) + W4$$

影響幅 (W2) は、原則として路盤厚と同一 (最低幅 30 cm) とするが、当該工事により影響幅 (W2) 以上に道路が破損した場合は、両者現地立会のうえ決定する。W3は、上層路盤厚を標準とする。残幅W4 (車道中心線と直角方向の影響部の端から舗装の絶縁) は、交通量、土質、舗装年次、路側構造物を考慮し、両者現地立会のうえ決定する。

ただし、 W_4 が 30 cm 以下若しくは W_4 が W の 1/2 以下となるときは、 W_4 （残幅）についても全幅復旧すること。なお、車線端部の継目等がある場合は、この限りでない。

(B) コンクリート舗装の場合

復旧は、原則としてコンクリート版一枚単位とする。ただし、コンクリート版一枚単位としての機能を有するよう復旧する場合は、この限りではない。

品質、規格等は、舗装設計施工指針による。

(C) 歩道の場合

復旧幅 $W = W_1 + 2 \times W_2 + W_4$

影響幅 (W_2) は、20 cm を標準とするが、当該工事により影響幅以上に歩道が破損した場合は、仮復旧後、両者現地立会いのうえ決定する。残幅 (W_4) は、路側構造物を考慮し、両者現地立会いのうえ決定する。

本復旧の舗装構成は、別紙「路面復旧工事 標準構造図」によるが、既設舗装が標準より厚い場合は既設舗装と同厚とすることを標準とする。

(D) 防塵舗装

防塵舗装の復旧については、全幅員（4.0m以上の道路については、掘削幅を含み4.0mまで）オーバーレイを行うものとする。

(E) その他舗装

カラー舗装、インターロッキングブロック等による舗装については、原則（A）アスファルト舗装と同等とするが、既設との取り合わせを考慮し、両者現地立会いのうえ決定する。

4. 軟弱地盤の場合

軟弱地盤及び砂地盤帯等掘削壁面崩壊の恐れがある場合は、土留め工として矢板等を施工し、路床及び舗装部分の崩壊を防止する工夫をとること。

5. 検査の基準

検査基準は、三重県建設工事検査規則に定めたものに準じること。

検査は、施工写真等の確認により行うものとするが、施工規模等を勘案し、町が必要と認めた場合は完了及び中間の検査を現地実地検査により行うものとする。

6. その他

(1) 施工写真等

占有者は、三重県公共工事共通仕様書を参考にして、工程ごとに撮影し、仕上がり状況の写真（各層1枚）を町長に提出すること。

(2) 瑕疵担保期間

復旧後（アスファルト舗装等）の瑕疵担保期間は1年とする。

ただし、その瑕疵が占有者の故意又は重大な過失により生じた場合の瑕疵担保期間は2年とする。

なお、上記の瑕疵担保期間は、道路管理者が引き受けた施設について適用するものであり、占有物件に起因する瑕疵についてはこの規定を適用しない。

【参考】砂利道の場合

(1) 埋戻し

舗装道の場合と同じとする。

(2) 路盤工及び路面工

路盤の仕上げ厚は、従来の砂利層厚（20 cm以上）とし、10 t以上のローラー、又は適当な締固め機械で十分転圧し、所定の締固め度を得るとともに、一層の転圧の厚さは15 cm以内とすること。路盤材料は、表—1に示すとおりとする。

表—1

位 置	材 料 規 定
上層路盤	粒度調整碎石（M-30）を標準とする。
下層路盤	クラッシュラン（RC-40 又は C-40）を標準とする。

(3) 復旧面積

掘削面積の1.2倍とする。

7. 附 則

この基準は、令和3年4月1日以降の申請にかかるものから適用する。

路面復旧工事 標準構造図

種別	標準構造図		歩道		003 天神高松線・004 富洲原駅天ヶ須賀線 ・075 豊一当新田線		005 高松川越海岸線	
道路構造断面図								
	※W4 が 30 cm 以下の場合、施工すること。		※W3・W4 が 30 cm 以下の場合、施工すること。		※W2 が 30 cm 未満の場合は、30 cm とする。 ※W4 が 30 cm 以下の場合、施工すること。		※W4 が 30 cm 以下の場合、施工すること。	
使用材料	工種	名称	工種	名称	工種	名称	工種	名称
	表層	(再生)密粒度アスコン(13)	表層	(再生)密粒度アスコン(13)	表層	(再生)密粒度アスコン(13)	表層	(再生)密粒度アスコン(13)
							基層	(再生)粗粒度アスコン(20)
	下層路盤工	クラッシュラン(C-40 又は RC-40)	路盤工	クラッシュラン(C-40 又は RC-40)	上層路盤工	(再生)粒調碎石(M-30)	上層路盤工	(再生)粒調碎石(M-30)
下層路盤工	クラッシュラン(C-40 又は RC-40)			下層路盤工	クラッシュラン(C-40 又は RC-40)	下層路盤工	クラッシュラン(C-40 又は RC-40)	
種別	006 国一高松豊田線		083 豊一4号線		176 南福崎豊田一色線		241 福崎当新田線	
道路構造断面図								
	※W4 が 30 cm 以下の場合、施工すること。		※W4 が 30 cm 以下の場合、施工すること。		※W4 が 30 cm 以下の場合、施工すること。		※W2 が 30 cm 未満の場合は、30 cm とする。 ※W4 が 30 cm 以下の場合、施工すること。	
使用材料	工種	名称	工種	名称	工種	名称	工種	名称
	表層	(再生)密粒度アスコン(20)改質Ⅱ型	表層	(再生)密粒度アスコン(13)	表層	(再生)密粒度アスコン(20)改質Ⅱ型	表層	(再生)密粒度アスコン(13)
					中間層	(再生)粗粒度アスコン(20)		
	基層	(再生)粗粒度アスコン(20)改質Ⅱ型			基層	(再生)粗粒度アスコン(20)	基層	(再生)粗粒度アスコン(20)
	上層路盤工	(再生)粒調碎石(M-30)	上層路盤工	(再生)粒調碎石(M-30)	上層路盤工	(再生)粒調碎石(M-30)	上層路盤工	(再生)粒調碎石(M-30)
下層路盤工	クラッシュラン(C-40 又は RC-40)	下層路盤工	クラッシュラン(C-40 又は RC-40)	下層路盤工	クラッシュラン(C-40 又は RC-40)	下層路盤工	クラッシュラン(C-40 又は RC-40)	

備考

1. 使用材料の名称は、

例：AS改質Ⅱ型 密粒度アスコン(20)



アスファルトの種類

骨材の最大粒径

2. アスコンの密度は、

車道の密粒・粗粒・瀝安は、2.35 t/m³

歩道の密粒・粗粒は、2.2 t/m³

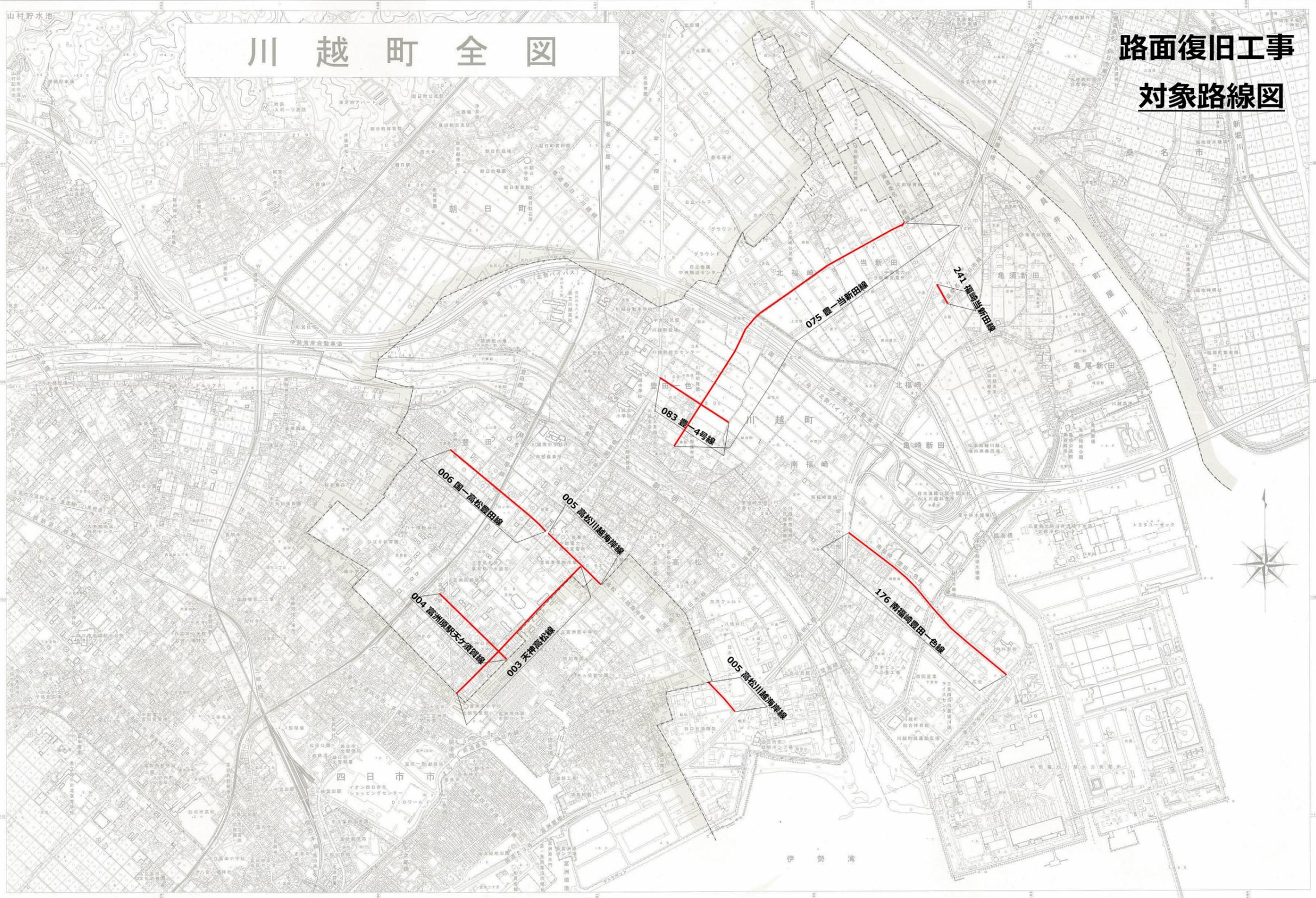
3. アスファルト混合物の突固め回数は、アスファルト舗装要綱

等による。

4. 材料の品質は、三重県公共工事共通仕様書に準拠すること。

川越町全図

路面復旧工事 対象路線図



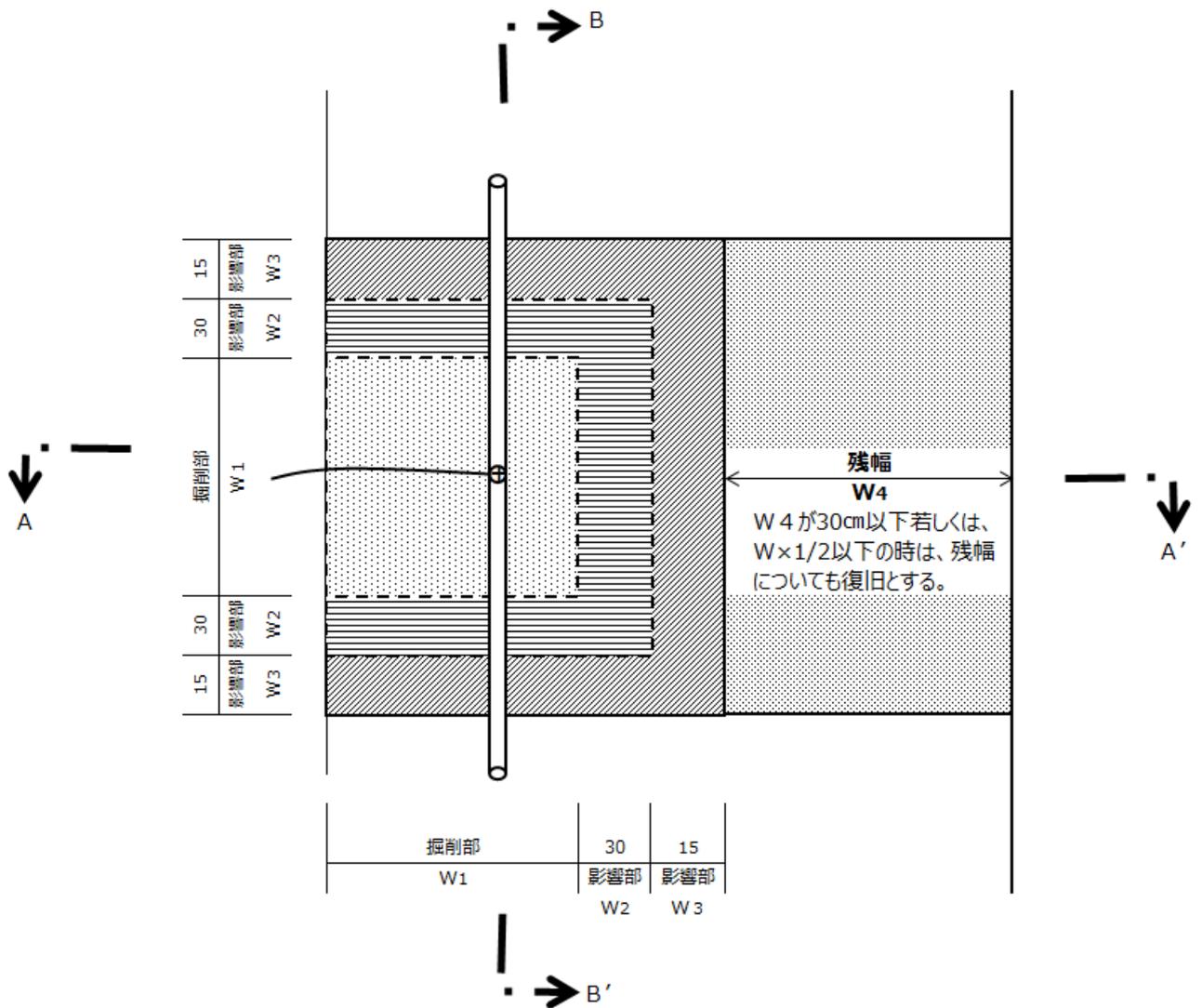
平成17年 2月作成
平成15年12月 撮影
平成16年 7月 現地調査

1 : 10,000



例) 道路占用等による舗装復旧範囲

「路面復旧工事 標準構造図」によること。



【根拠条文】

【関係法令】道路構造令第5条第4項の区分

(車線等) **第五条** … 抜粋

- 4 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。)の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第一種第一級若しくは第二級、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に〇・二五メートルを加えた値、第一種第二級若しくは第三級の小型道路又は第二種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から〇・二五メートルを減じた値とすることができる。

区分			車線の幅員(単位 メートル)
第一種	第一級		三・五
	第二級		
	第三級	普通道路	三・五
		小型道路	三・二五
	第四級	普通道路	三・二五
		小型道路	三
第二種	第一級	普通道路	三・五
		小型道路	三・二五
	第二級	普通道路	三・二五
		小型道路	三
第三種	第一級	普通道路	三・五
		小型道路	三
	第二級	普通道路	三・二五
		小型道路	二・七五
	第三級	普通道路	三
		小型道路	二・七五
	第四級		二・七五
	第四種	第一級	普通道路
小型道路			二・七五
第二級及び第三級		普通道路	三
		小型道路	二・七五

【参考図書等】

三重県公共工事共通仕様書	三重県県土整備部 公共事業運営課（編集兼発行）
三重県建設工事実務必携（三重県建設工事検査規則）	三重県県土整備部 公共事業運営課（編集兼発行）
舗装設計施工指針	公益社団法人 日本道路協会 編
アスファルト舗装要綱	公益社団法人 日本道路協会 編